

第4次 山形県犯罪被害者等支援推進計画



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギュっとちゃん」

令和7年3月
山形県

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	進行管理等	2
第 2 章	犯罪被害者等の現状	3
1	県内における犯罪等の状況	3
2	犯罪被害者等が置かれている状況	6
第 3 章	支援に関する基本理念	7
1	基本的な方針	7
2	重点項目	8
3	施策の体系	10
第 4 章	具体的な施策	11
1	支援体制の整備・充実	11
2	損害回復・経済的支援の促進	20
3	精神的・身体的被害の回復、再被害の防止	26
4	県民の理解促進	29
資料編		
○	山形県犯罪被害者等支援条例	32
○	山形県犯罪被害者等支援推進委員会設置要綱	36
○	文部科学省 生命（いのち）の安全教育について	37

注）用語の定義（山形県犯罪被害者等支援条例第 2 条より）

○犯罪等……犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

○犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族

○民間支援団体…犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 山形県犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪等により被害を受けた被害者やその御家族、御遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪等によって引き起こされる直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による精神的な苦痛や心身の不調、治療費の負担や裁判等のための休職や欠勤に伴う収入の減少・途絶などの経済的な問題などの、いわゆる「二次的被害」を受けることは少なくありません。

犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復又は軽減し、生活を再建していくためには、さまざまな関係機関・団体が連携し、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に犯罪被害者等基本法の制定（平成16年12月）や犯罪被害者等基本計画の策定（平成17年12月）等により、徐々に支援の仕組みは整いつつあるものの、犯罪被害者等の置かれている深刻な状況や支援の重要性についての県民一人一人の理解・関心は決して高いものとは言えませんでした。

こうした状況を踏まえ、山形県では、「山形県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を平成22年3月に制定、施行し、犯罪被害者等の支援に関して基本理念を定め、県及び県民の責務並びに事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する体制を整備し、基本的施策について定めました。

(2) 山形県犯罪被害者等支援推進計画の策定と施策の推進

条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、山形県では、平成22年度から平成26年度までの5年間を期間とする「山形県犯罪被害者等支援推進計画」、平成27年度から令和元年度までの5年間を期間とする「第2次山形県犯罪被害者等支援推進計画」、令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とする「第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、県、市町村、県警察、関係機関・団体と連携し、これまで

- ・全市町村に犯罪被害の相談窓口設置
- ・市町村担当者研修の実施、マニュアルの備え付け
- ・犯罪被害者等に直接関与する担当者に対する継続的な研修
- ・多岐にわたる相談のネットワーク化による、途切れることのない支援体制の確立
- ・犯罪被害に遭われた方に対する医療費や、緊急の宿泊施設借り上げ経費といった公費支出範囲の拡大
- ・民間の犯罪被害者支援団体に対する財政基盤の確立方策
（寄付金付き自動販売機、ホームページ上のワンクリック募金等）

- ・広報啓発活動による被害者支援の理解促進
- ・やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）事業の開始
- ・性犯罪・性暴力に係る相談の 24 時間・365 日の受付、オンコール体制の整備

等、様々な取組が図られてきたところです。

なお、令和 6 年度が計画期間の最終年度となることから、これまでの計画の成果と課題、今後の社会情勢を加味し、「第 4 次山形県犯罪被害者等支援推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、条例第 8 条の規定に基づく計画で、本県における犯罪被害者等の支援を推し進めるための指針となるものです。

また、この計画は、「第 4 次山形県総合発展計画」（令和 2 年 3 月策定）の実現に向けたひとつの政策となる「県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり」中の「暮らしの様々なリスクへの対応力の強化」を進めるための個別計画として位置付けられます。

なお、本計画における基本目標は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進にも寄与します。



3 計画期間

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで）とします。

4 進行管理等

山形県犯罪被害者等支援推進委員会において、毎年度、施策の進捗状況について検証し、その評価を行うとともに、支援の更なる推進を図っていく上での今後の課題の洗い出しを行います。

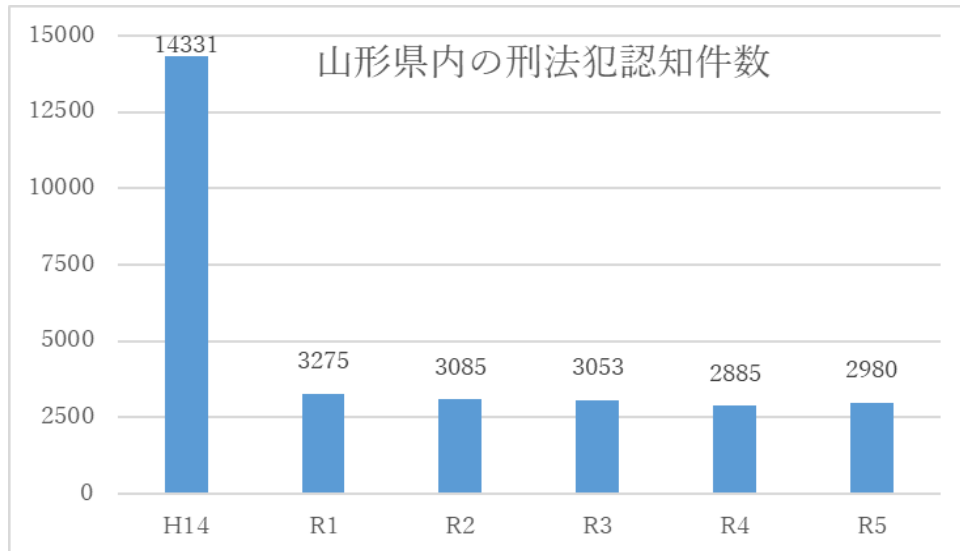
また、必要に応じて計画の見直しを行い、犯罪被害者等の実態に即した施策の推進に努めます。

第2章 犯罪被害者等の現状

1 県内における犯罪等の状況

(1) 刑法犯認知件数

本県の刑法犯認知件数は、平成14年の14,331件をピークとして減少傾向にあり、令和5年は2,980件と、ピーク時の約5分の1に減少しています。



刑法犯 罪種別件数

罪種／年	R1	R2	R3	R4	R5
刑法犯総数	3,275	3,085	3,053	2,885	2,980
凶悪犯	10	37	19	9	23
殺人	5	4	3	1	4
強盗		3	1		1
放火	2	17	9	3	8
不同意性交等	3	13	6	5	10
粗暴犯	576	506	505	493	486
暴行	400	354	370	345	353
傷害	133	119	98	124	112
その他（注1）	43	33	37	24	21
窃盗犯	2,098	1,959	1,946	1,793	1,940
侵入窃盗	334	420	325	333	147
乗り物盗	407	294	345	335	425
非侵入窃盗	1,357	1,245	1,276	1,125	1,368
知能犯	156	174	162	207	216
詐欺	134	150	145	193	198
その他（注2）	22	24	17	14	18
風俗犯	38	33	32	32	51
不同意わいせつ	26	20	13	19	24
その他（注3）	12	13	19	13	27
その他の刑法犯	397	376	389	351	264
器物損壊	276	215	246	207	156
住居侵入	57	68	67	63	49
その他（注4）	64	93	76	81	59

（注1）脅迫、恐喝

（注2）横領、偽造、汚職等

（注3）公然わいせつ、わいせつ物頒布等

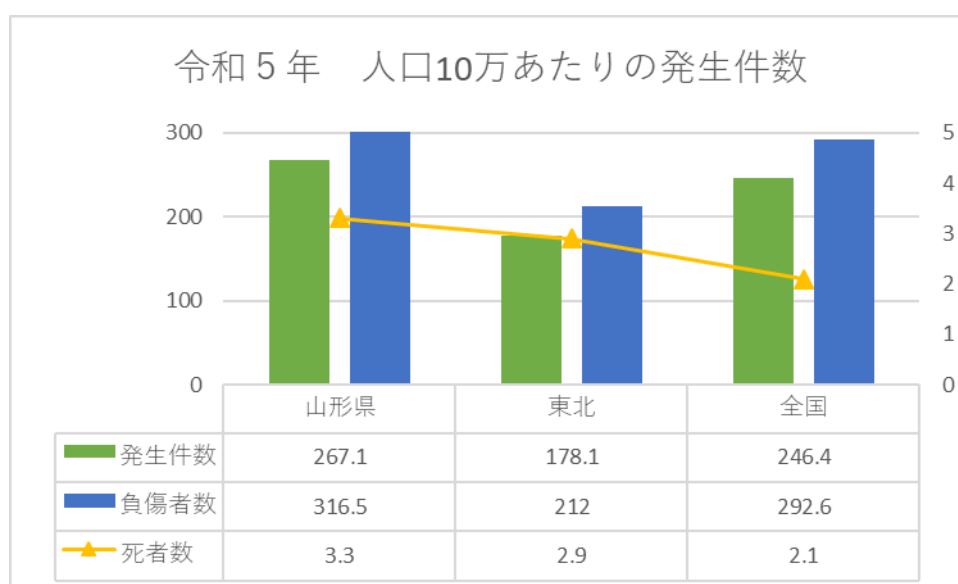
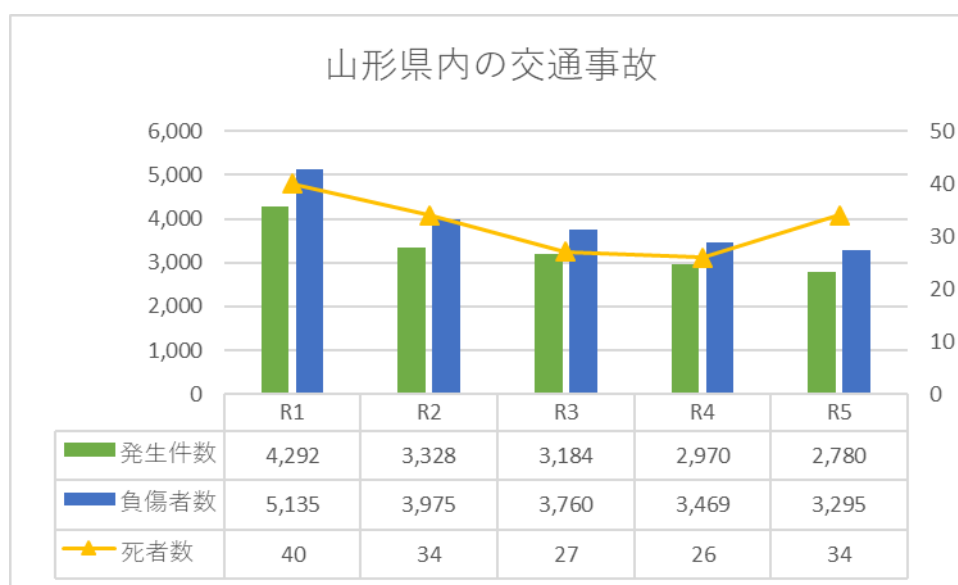
（注4）占有離脱物横領、公務執行妨害等

(2) 交通事故発生状況

交通事故の発生状況は、発生件数、負傷者数が年々減少傾向となっておりますが、死者数は横ばい状態となっております。

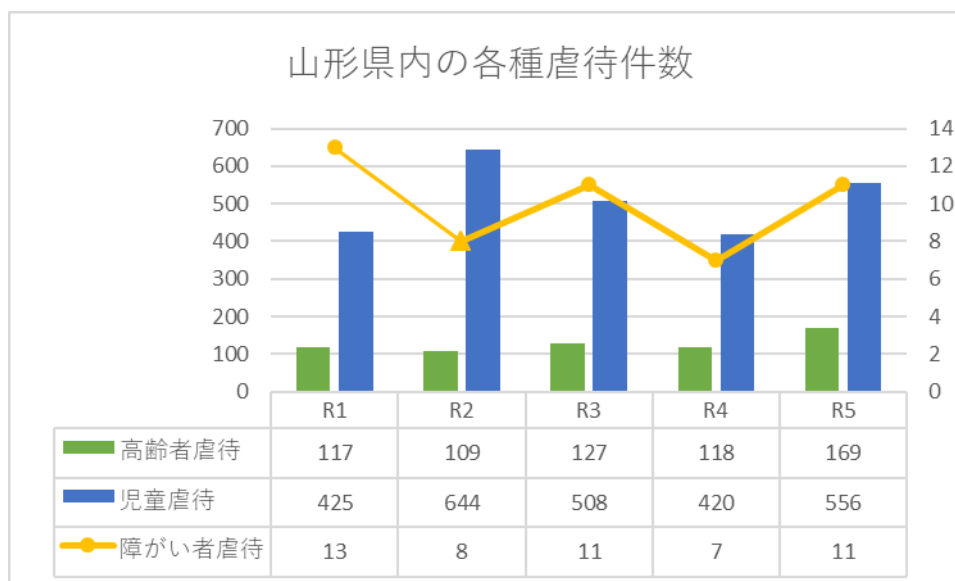
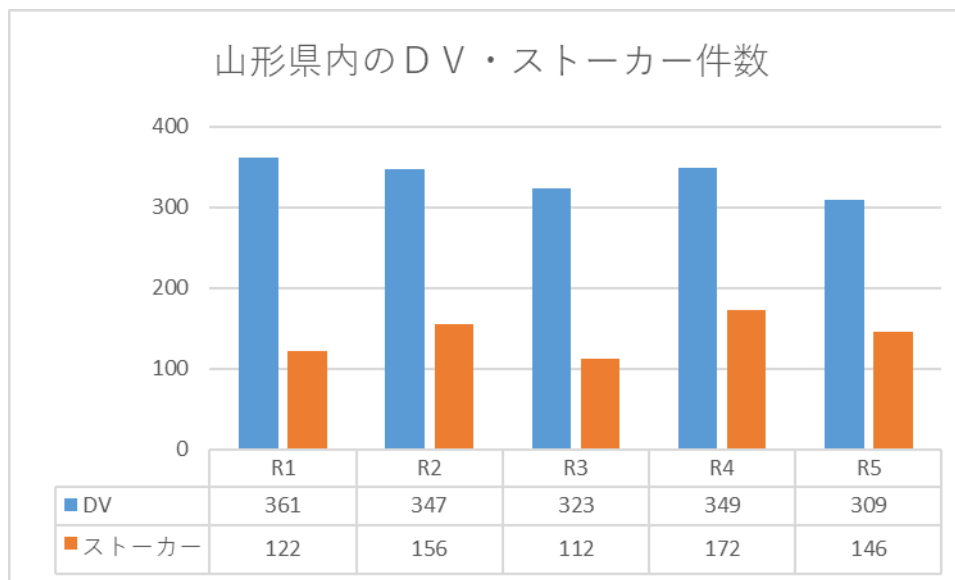
一方、本県の令和5年中の交通事故発生状況について、人口10万人当たりで比較すると、発生件数、負傷者及び死者数は、いずれも全国平均、東北平均を上回っている状況です。

また、令和5年中の死者のうち約半数が65歳以上の高齢者であり、過去5年を通して、高齢者が約半数を占めています。



(3) 警察におけるDV、ストーカー及び各種虐待の認知等状況

DV、ストーカー、各種虐待（児童、高齢者、障がい者）の警察における認知件数（児童虐待は通告児童数）は、いずれも増減を繰り返しており、高止まりの状況にあります。



2 犯罪被害者等が置かれている状況

犯罪被害者等は、決して特別な人ではありません。

ある日突然、犯罪等の被害に遭い、その日を境に、これまで平穏だった生活が一変してしまいます。

犯罪被害者等は、事件による直接的な心身の被害以外にも、

- ・精神的なショックや身体の不調
- ・医療費の負担や転職等による経済的負担
- ・捜査や裁判過程における精神的、時間的負担
- ・他者の無理解や配慮に欠ける言動、偏見、差別、プライバシーの侵害等

によるストレスや不快感などの「二次的被害」に中長期に苦しめられています。

さらには、再び同じ加害者から犯罪等の被害を受けるのではとの「再被害」への不安や恐怖を抱きながらの生活を余儀なくされる場合も少なくありません。

また、場合によっては日常生活に影響が出るほど深刻なこともあります。

心理面への影響の例	○感覚や感情がまひする。 ○記憶力、判断力が低下する。 ○恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、怒り、悲しみなどを抱く。
身体面への影響の例	○めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘 ○不眠・悪夢 ○吐き気・食欲不振
心身への影響の例	○人混みが怖くて外に出られず、引きこもる。 ○何でもないのに涙が出るなど感情がコントロールできない。 ○子どもが親の後ろをいつもついてきて離れない。
トラウマによる症状の例	○事件等の記憶が生々しく蘇ったり、その夢をみたりする、そのときの苦痛を繰り返し体験する。 ○事件等のことを思い出せなかったり、必要以上に長く自分や他人を責めたりする。 ○いつもびくびくしたり、物事に集中できなかったりする。

第3章 支援に関する基本理念

1 基本的な方針

「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民が安心して暮らすことができる山形県」の実現に向け、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的にするため、条例第3条に掲げる基本理念に基づき次の4つの「基本的な方針」を定めるものとします。

(1) 個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の中には、周囲との関わりや行政機関での手続き等、様々な場面において、好奇の目にさらされたり、無理解な対応をされたりと、その人権が軽く見られていると感じている方が少なくありません。

犯罪被害者等は思いもかけず被害者となったもので、被害に遭う直前までは、私たちと同様に普通に生活をしていた方々です。

犯罪被害者等に対しては、同じ社会の一員として、個人としての尊厳を重んじた対応をするとともに、その権利利益は当然保護していく必要があります。

(2) 名誉・生活の平穏化への十分な配慮

犯罪被害者等の支援を行う際には、個人情報取り扱いという注意すべき問題に接することになります。

また、犯罪被害者等は、支援担当者や周囲の人々が励ましや慰めの気持ちでかけた何気ない言葉によって深く傷ついてしまうことがあります。

犯罪被害者等に接する際には、個人情報の不適切な取り扱い、配慮に欠けた言動等によって、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害し、二次的被害を与えることのないよう留意する必要があります。

(3) 途切れることのない支援を行うため、適切な役割分担の下での連携・協力

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでには長期間を要することが多く、そこに至るまでには様々な問題に直面し、必要とする支援も多くの機関・団体に及ぶこととなります。

また、年齢・性別・被害の原因となった犯罪等の種類等によって、被害の深刻さの程度は異なります。

犯罪被害者等の被害の早期回復・軽減につなげるためには、個々の機関・団体で支援が途切れることなく、それぞれが役割を適切に果たし、お互いに連携・協力して進めていくほか、犯罪被害者等の置かれたそれぞれの状況に応じた支援を行うよう配慮することが重要となります。

(4) すべての県民の理解とそれぞれの立場における自主的取組の推進

犯罪被害者等の多くは、近所や職場等の周囲の人々の理解がまだまだ十分ではないと感じています。

犯罪被害者等が、被害に遭った後も同じ地域の中で生活していくため

には、県民や事業者の理解促進を図り、可能な範囲での自主的な支援の取組が行われるよう推進していくことが不可欠です。

2 重点項目

「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民が安心して暮らすことができる山形県」を実現するため、第4次推進計画においても、今後必要と考えられる施策を体系的に整理し、以下の4つを重点項目として設定してそれぞれの実現に向けた取組を進めてまいります。

(1) 支援体制の整備・充実

犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、労働問題、高齢者、外国人、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待等の各分野について相談・支援を行う関係機関・団体と連携・協力し、必要な支援を途切れることがなく適切に提供することができるよう、支援体制の整備・充実を進めていく必要があります。

また、常に社会情勢や犯罪被害者等を取り巻く情勢を注視し、支援にあたる側の対応能力の向上や新たな取組の模索を行っていきます。

(2) 損害回復・経済的支援の促進

犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという直接的な損害に加え、高額な医療費の負担や仕事を失ったことによる収入の途絶、不本意な転居に伴う急な出費等、被害後に経済的困窮に直面することもあり、それらに関する支援の取組を進めていく必要があります。

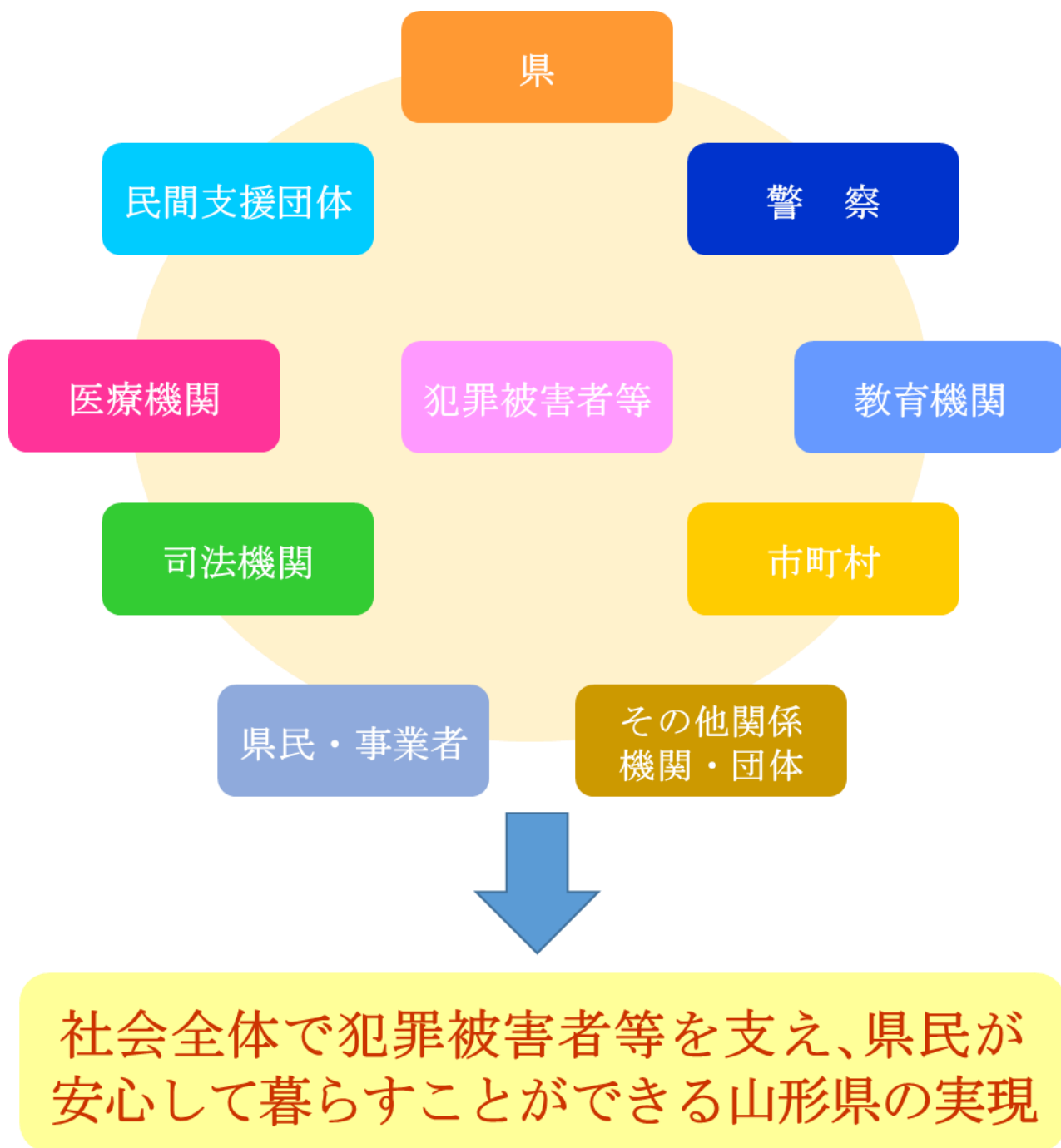
(3) 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止

犯罪等の被害に遭ったことに伴う精神的ショックのほか、被害直後はもちろんのこと、後遺障害等の中長期的な身体の不調の回復・軽減や、再び被害を受けるのではないかと不安や恐怖を取り除くための取組を進めていく必要があります。

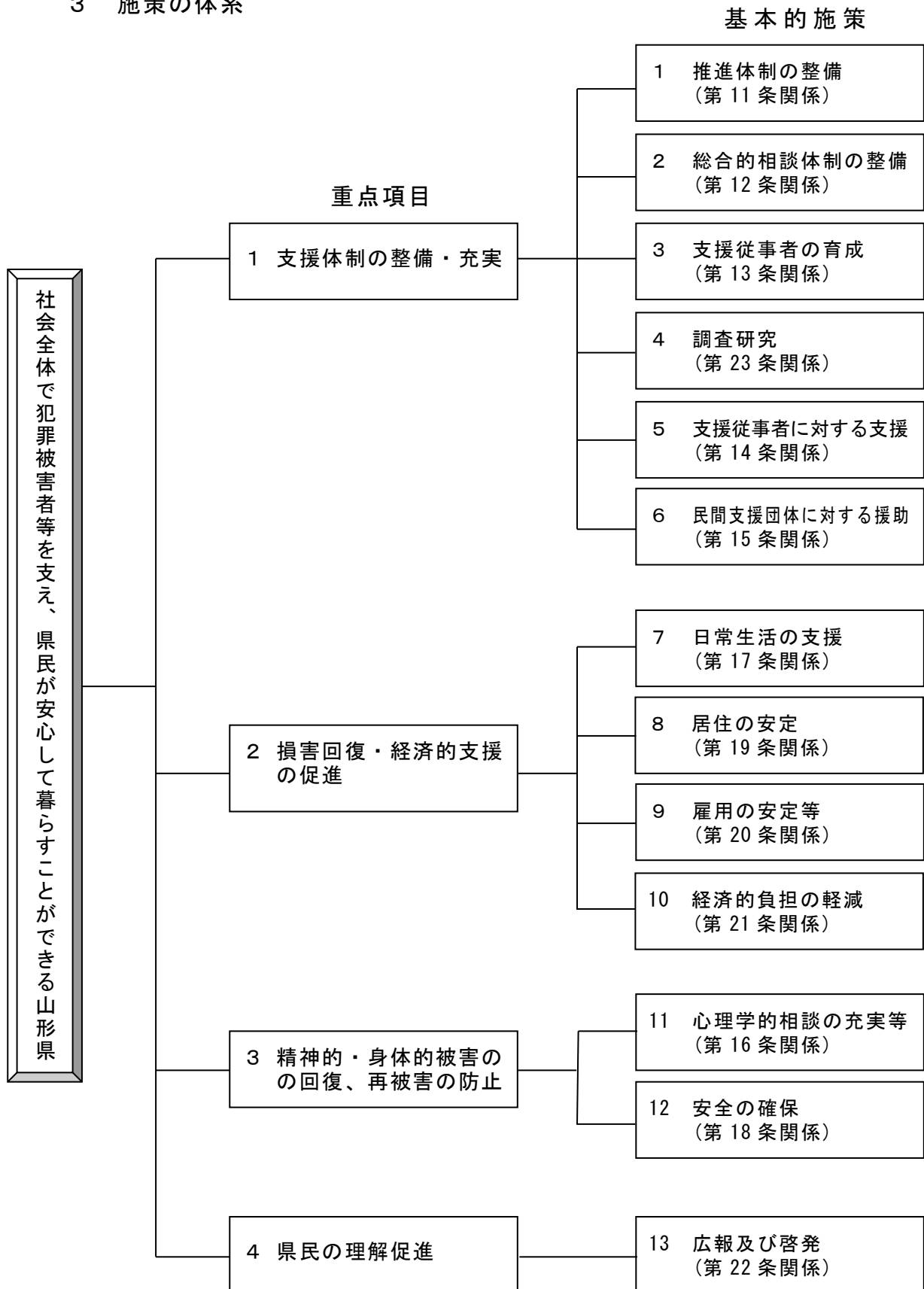
(4) 県民の理解促進

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策についての世間一般の理解が未だに十分に進んでいない現状を改善していくため、県民の理解促進につながる取組を着実に、かつ幅広く行い、社会全体での犯罪被害者等の支援に結び付けていく必要があります。

《社会全体での犯罪被害者等支援のイメージ》



3 施策の体系



第4章 具体的な施策

1 支援体制の整備・充実

(1) 推進体制の整備（条例第11条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、犯罪等により身体的・精神的な被害を受ける一方で、医療機関での診療、捜査への協力、公判への出廷、民事訴訟、各種福祉制度の利用申請、犯罪被害給付制度や各種保険制度の給付申請、民間支援団体への支援依頼等、様々な負担を抱えることとなりますが、一つの機関・団体でそれらすべてについて支援を行うのは困難です。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等が直面する様々な問題を円滑に解決するとともに、支援に関する取組を効果的に進めるため、関係機関・団体と連携・協力し、途切れのない支援につながる体制を整備していく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
1	山形県被害者支援連絡協議会の活用による関係機関・団体との連携及び協力	山形県被害者支援連絡協議会^(※)について、参加機関・団体を拡充する、全国的な被害者支援等の情勢を取り入れた研修を行うなど、一層の活用を図ります。 また、多数の死傷者が発生するような大規模事件・事故に迅速に対応するため、常日頃から関係機関・団体との連携・協力を努めます。 ※県、検察庁、弁護士会、教育・医療・福祉等の各機関、民間団体により組織される。関係機関・団体が相互に連携して途切れることのない支援を提供する体制を構築し、それぞれの専門分野、活動分野を活かした支援活動を効果的に推進することを目的として、情報交換や調査研究、研修等を行っている。	警察本部広報相談課
2	地区被害者支援連絡協議会の活動支援	各警察署単位に設置されている被害者支援連絡協議会 ^(※) の活動を支援することにより、地域に根ざした支援を推進し	警察本部広報相談課

		ます。 ※県被害者支援連絡協議会の各地域版	
3	山形県犯罪被害者等支援推進委員会の意見を踏まえた支援施策の充実	学識経験者、民間支援団体、事業者団体等から構成される山形県犯罪被害者等支援推進委員会を開催し、毎年度、施策の進捗状況の評価・検証・見直しを行います。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
4	事件・事故発生直後の支援内容の充実	被害の早期回復・軽減に向けて、事件・事故の発生直後から犯罪被害者等に接する警察組織としての支援内容の充実、体制の強化を図ります。	警察本部広報相談課
5	市町村における被害者支援に特化した条例の制定に向けた支援	被害者の居住地に関わらず、必要な支援が中長期的に受けられるよう、根拠となる被害者支援に特化した市町村条例の制定に向けた情報提供等を進め、支援の地域格差解消を図ります。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

(2) 総合的相談体制の整備（条例第12条関係）

ア 現状

犯罪被害者等が、必要とする支援についての情報を得ようとしても、どこに相談すればよいのか分からない場合があります。

また、支援を担当する機関・団体が異なる場合に、同じ内容を最初から説明しなければならないなど、精神的・時間的な負担を強いられる場合があります。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等に対し必要な情報提供や助言を行うとともに、各々の分野において相談対応や支援を行っている関係機関・団体との連絡調整・橋渡しを効果的に進めていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
6	総合的相談体制の強化	被害者等の多様なニーズに的確に応えるため、関係機関が一体となった相談体制の強化	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

		を図ります。	
7	プライバシーへの配慮と相談環境の整備	相談者のプライバシーに配慮しつつ、電話やファクシミリ、電子メール、手紙による相談等、犯罪被害者等やその関係者が相談しやすい環境の整備に努めます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
8	各市町村相談窓口との連携による機能強化	全市町村に設置されている犯罪被害者総合相談窓口と緊密な連携を取り、引き続き相談機能の充実と強化に努めます。	消費生活・地域安全課
9	性暴力被害者対応窓口の充実と関係機関の連携	やまがた性暴力被害者サポートセンターや医療機関との連携を強化し、より良い体制の整備を目指します。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
10	相談対応を行う各機関・団体との連携	どの関係機関・団体を起点としても、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく適切に受けられるよう、「紹介先に対して支援に係る情報を直接伝達し、支援を要請する」、「状況に応じて、相談者と紹介先に同行し、情報提供や引継ぎを行う」等の方法により、それぞれの分野における相談対応及び支援を行っている機関・団体との連携・協働に努めます。 また、各機関・団体で行っている支援に関する取組についての情報の共有化を図ります。	各部局
11	個人情報の取扱いへの十分な留意	犯罪被害者等が関係機関・団体の紹介を希望した場合に、支援目的以外には使用しないことを説明し、伝達する情報については必ず同意を得るなど、個人情報の取扱いには十分留意します。	各部局
12	各学校へのスクールカウンセラーの派遣	犯罪等の被害に遭った児童や生徒はもちろん、同じ学校に通う児童・生徒の不安・悩みに	義務教育課 高校教育課

		対応するため、公認心理師等をスクールカウンセラーとして各学校に派遣し、児童・生徒及びその保護者、教職員等への助言・支援を行います。	
13	被害者の手引きの交付と内容の充実	今後の刑事手続きや利用できる制度等を犯罪被害者等にお知らせする「被害者の手引き」について、記載内容の充実を図り、確実に交付し、わかりやすい説明を実施します。 また、国際化に対応するため、「被害者の手引き」の多言語化を推進します。	警察本部広報相談課
14	被害者連絡制度の確実な運用	犯罪被害者等に対し、支障のない範囲で、捜査状況、検挙状況、逮捕被疑者の処分状況等についてお知らせする「被害者連絡制度」の確実な運用に努めます。	警察本部広報相談課

(3) 支援従事者の育成（条例第13条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、支援に従事する各機関・団体の担当者からでさえ二次的被害を受けたという事例があるように、支援従事者すべてが犯罪被害者等の支援に適切に対応できているとは言い難い状況です。

イ 施策の方向性

支援従事者の犯罪被害者等の心情に対する理解促進、支援に関する技能向上を図るための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
15	警察職員に対する教養の充実	警察職員に対する教養を充実させ、被害者支援に関するスキルアップを図ります。	警察本部広報相談課
16	消防・救急隊員等への研修	消防・救急隊員といった犯罪被害者等に最初に接する可能性のある者や、福祉等の現場で働いている職員に対し、犯罪被	消防救急課 消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

		害者等の心情や支援に関する各種施策等についての研修を実施します。	
17	医会と連携した医療従事者研修の実施	医療関係団体等と連携し、医療従事者の犯罪被害者等への対応技術向上に資する研修を実施します。	警察本部広報相談課
18	D V ・ 各種虐待防止に係る関係者への研修	D V 被害者や児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待に係る相談支援体制整備のため、関係者を対象とした研修を実施します。	子ども家庭福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課
19	支援活動員養成講座への講師派遣	民間支援団体が行っている被害者支援活動員の養成講座に講師を派遣し、活動員の技能向上を図ります。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
20	被害者支援の手引きの随時改訂	犯罪被害者等に対する理解促進や、適切な支援を提供することができるよう、県や市町村等の支援従事者向けマニュアル（被害者支援の手引き）の内容を随時更新します。	消費生活・地域安全課
21	地域のボランティア等の支援活動参加促進	様々な機会を利用し、地域で活動しているボランティア等の個人・団体の理解と支援活動への参加促進を図るなど、地域の人材を活用した支援を推進します。 また、それぞれの立場における可能な範囲での支援や、犯罪被害者等のプライバシー保護の重要性についての理解促進を図ります。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
22	他機関実施の研修への講師派遣	他機関等（検察庁、更生保護関係者、教職員等）で行われる研修への講師を派遣します。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
23	人材育成のための研修会等の実施	市町村、教育機関、その他関係機関・団体等の職員を対象とした研修会等（オンライン可）を開催し、犯罪被害者支援の必	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課 教育政策課 義務教育課

		要性や二次的被害の防止等に関する理解の増進を図ります。	高校教育課 学校体育保健課
--	--	-----------------------------	------------------

(4) 調査研究（条例第 23 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の支援に従事する者に関し、支援についての専門的な知識や技能が不足することによって、適切な支援ができなくなるおそれがあるとの指摘があります。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等の支援に関する施策を適切に進めていくため、その前提として、犯罪被害者等の心理、置かれた立場やそのニーズを正確に理解するとともに、支援に関する専門的知識・技能の向上を図るための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
24	県民・事業者対象の意識調査の実施	県民や事業者を対象とした犯罪被害者等の支援に関する意識調査を行うことにより、今後の広報啓発活動の充実に向けた検討を行います。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
25	情報交換、事例研究、ノウハウの相互提供	関係機関・団体と連携し、情報交換や事例研究、支援に関するノウハウの相互提供を行うことにより、支援に従事する職員の資質・能力の向上に努めます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
26 (3)	山形県犯罪被害者等支援推進委員会の意見を踏まえた支援施策の充実（再掲）	学識経験者、民間支援団体、事業者団体等から構成される山形県犯罪被害者等支援推進委員会を開催し、毎年度、施策の進捗状況の評価・検証・見直しを行います。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

(5) 支援従事者に対する支援（条例第 14 条関係）

ア 現状

支援従事者（犯罪被害者等の支援に従事する者）が代理受傷^(※)を受けることによって、支援活動の継続に支障が出るケースがあります。

※犯罪被害者等の支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様の心理状態に陥ること等によって受ける強い精神的な被害（主な症状は以下のとおり）

- ・何かにつけて不安感がつきまとう。
- ・被害者のことが常に気になる。
- ・自分も被害を受けるのではと心配になる。
- ・被害の話を聴くと汗が出る。
- ・被害内容が頭から離れなくなる。
- ・自分が無力だと感じる。
- ・誰とも話したくなくなる。
- ・仕事をやめたくなる。
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠等の不調が出る。

イ 施策の方向性

支援従事者による代理受傷の予防・軽減を図り、支援活動の継続性を保つための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
27	代理受傷の危険性認識のための研修	支援に関係する機関・団体を対象に、代理受傷への対処法を正しく理解してもらうための研修を実施し、担当者任せにせず、組織で情報を共有し対応するという意識の醸成に努めます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
28	カウンセリングアドバイザーによるメンタルヘルスケア	カウンセリングアドバイザー ^(※) による支援従事者のメンタルヘルスケアを実施します。 ※適切かつ効果的な支援を行うため、精神科医をカウンセリングアドバイザーとして委嘱し、職員に対する指導、助言、メンタルヘルスケア等を行っている。	警察本部広報相談課
29	代理受傷全国調査の反映	警察庁実施の代理受傷の全国調査を受け、支援従事者に対する施策に反映させます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

(6) 民間支援団体に対する援助（条例第 15 条関係）

ア 現状

民間支援団体^(※)は、犯罪被害者等の多種多様なニーズを満たすとともに、被害直後から中長期的な支援を行っており、犯罪被害者等の支援を推進する上でなくてはならない存在です。

民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を続けていくため、支援員の確保や技能の向上、財政的基盤の確保が課題となっています。

※ 県内では、「公益社団法人やまがた被害者支援センター」が活動しており、平成 19 年 11 月に山形県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定され、警察からの情報提供によって、より早い段階からの直接支援が可能となっている。

イ 施策の方向性

支援を推進していく上で重要な役割を担う民間支援団体に対し、支援に関する情報の提供、助言などの援助を行っていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
30	やまがた社会貢献基金の活用	犯罪被害者等支援の活動を行うNPO等の団体に対して、やまがた社会貢献基金^(※)を活用した助成に努めます。 ※身近な地域の問題や社会的な課題を解決するために、NPO・ボランティア団体等の社会貢献活動団体に取り組む事業を支援し、住み良い地域社会をつくることを目的に、県民・企業の寄付金と県の拠出金で造成した基金。	消費生活・地域安全課
31 (19)	支援活動員養成講座への講師派遣（再掲）	民間支援団体が行っている被害者支援活動員の養成講座に講師を派遣し、活動員の技能向上を図ります。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
32	民間支援団体の活動に関する広報の充実	インターネットや県の広報誌等、様々な広報媒体を活用し、民間支援団体の活動内容に関する広報を充実します。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
33	自助グループの活動に関する広報と紹介	自助グループ^(※)の活動について広報を実施し、その活動が精神的被害からの回復手段として有効であることを周知するとともに、必要と思われる方に対し自助グループの紹介を行います。 ※自助グループ（被害者（遺族）同士が心情を語り合う中で、孤立感や苦悩を軽減し、抱える問題の解決や精神的回復を図ることを目的とする集まり）として、交通事故遺族の会が活動している。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

34	財政基盤の確保	補助金や各種寄付金の維持に努めるとともに、民間支援団体の財政基盤を確保するための施策について検討します。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
----	---------	--	-------------------------

2 損害回復・経済的支援の促進

(1) 日常生活の支援（条例第 17 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の多くは、医療機関での診療、警察の事情聴取、裁判への参加、行政機関での手続き等、様々な状況に対応しなければなりません。

また、被害に遭ったという精神的ショックから、家事、育児等が手に付かなくなる場合も少なくありません。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等の負担を少しでも軽減できるよう、日常生活上の支援のための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
35	民間支援団体と連携した付添い・生活支援	診療を必要とする場合の医療機関の手配や医師への説明のほか、民間支援団体と連携し、裁判所、行政機関等への付添い支援や、家事・育児の手伝い等の生活支援を提供します。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
36	介護・育児サービス等の情報提供	必要としている方に、関係機関・団体で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供を行うとともに、それらの機関・団体への橋渡しを行います。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

(2) 居住の安定（条例第 19 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったため物理的に居住困難となったり、加害者が逮捕されておらず自宅も知られているため恐怖や不安で帰宅できなくなったりと、引っ越しを余儀なくされるケースがあります。

しかし、被害に遭ったことに伴う経済的困窮や、事件後のショックもあり、新たな居住先を自ら探し求めることは大変困難な状況にあるというのが現状です。

イ 施策の方向性

関係機関・団体と連携し、安全で安心できる住居を確保するための取組を進める必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
37	県営住宅への優先入居	従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が、県営住宅への入居を希望する場合に、優先的に入居できるよう、抽選における当選確率を優遇します。入居要件を満たしている場合は、抽選不要で特定入居が可能です。	建築住宅課
38	公営住宅や民間のセーフティネット住宅に関する情報提供	犯罪被害者等に対して、希望する地域の公営住宅や民間のセーフティネット住宅 ^(※) に関する情報提供を実施するとともに、管理する市町村・大家等への橋渡しを行います。 ※民間の空き家・空き部屋を犯罪被害者やDV、虐待被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅。県や山形市が登録し、居住支援等に活用する。	消費生活・地域安全課 建築住宅課 警察本部広報相談課
39	緊急避難場所の提供と宿泊経費の公費負担	従前の住居に居住することや、再び被害に遭うおそれがあるため帰宅することが困難な犯罪被害者等に対し、緊急避難場所として、一時的にビジネスホテル等の宿泊施設を提供するとともに、その宿泊経費の負担軽減に努めます。	警察本部広報相談課
40	事業者の理解促進と情報保護の周知徹底	不動産業者や引っ越し業者等の事業者を対象として、犯罪被害者等の理解促進のための啓発活動を行うとともに、転居先の情報を漏らすことのないよう周知徹底を図ります。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
41	民間賃貸住宅の媒介に関する協定締結等	不動産関係団体との間で民間賃貸住宅の媒介に関する協定を締結するなど、関係機関・団体と連携した居住の安定の取組について検討します。	消費生活・地域安全課 建築住宅課 警察本部広報相談課

(3) 雇用の安定等（条例第 20 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、被害に遭った精神的ショックから仕事が手に付かなくなったり、職場での対人関係が悪くなったり、長期療養や裁判の出廷等のため休暇・欠勤を余儀なくされたりという事態に陥り、その結果、事業者の無理解により一方的に解雇される、仕事を辞めざるを得なくなるということが少なくありません。

イ 施策の方向性

厳しい雇用情勢が続く中でも、犯罪被害者等が雇用を維持・確保できるよう、雇用の安定を図るとともに、事業者の理解を得るための取組を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
42	労働全般に係る問題についての助言等	採用や解雇、賃金や労働時間等の労働条件のほか、労働全般に係る問題について相談に応じ、助言や関係機関の紹介を行います。	雇用・産業人材育成課
43	雇用の安定に向けた事業者に対する理解促進	雇用面での不利益な取扱いがないよう、また、犯罪被害に伴う休暇制度の創設等待遇の確保が図られるよう、犯罪被害者等の置かれている状況や、必要としている支援に関し、事業者へパンフレットの活用等を通して普及啓発や理解促進に努めます。	消費生活・地域安全課 雇用・産業人材育成課 警察本部広報相談課

(4) 経済的負担の軽減（条例第 21 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、生命、身体、財産に対する直接的な被害だけでなく、高額な医療費の負担や働き手を失ったことによる収入の途絶等により、経済的に困窮することも少なくありません。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等の経済的負担・困窮の一助にするとともに、経済的な自立を促すための取組を進める必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
44 (20)	被害者支援の手引きの随時改訂（再掲）	犯罪被害者等に対する理解促進や、適切な支援を提供することができるよう、県や市町村等の支援従事者向けマニュアル（被害者支援の手引き）の内容を随時更新します。	消費生活・地域安全課
45	生活福祉資金貸付制度の活用	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等の自立を目的に実施されている生活福祉資金貸付制度（実施主体～山形県社会福祉協議会）を活用し、経済的負担の軽減を図ります。	地域福祉推進課
46	就学困難な場合の就学支援	高等学校等の生徒で、勉学意欲がありながら、犯罪等の被害に遭ったことなどに伴う経済的理由により就学が困難な場合に、就学支援を図ります。	高等教育政策・学事文書課 教育政策課 高校教育課
47	犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害者弔慰金等支給制度の適正な運用と手続きの迅速化	犯罪被害給付制度^(※1)及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度^(※2)の適正な運用と、仮給付等を含めた手続きの迅速化に努めます。 ※1 故意による犯罪行為により、家族を亡くした遺族、重傷病を負った被害者や後遺障がいが残った被害者に対して、労災保険等、他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合、国が給付金を支給する制度。 ※2 日本国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対して、国が弔慰金や見舞金を支給する制度	警察本部広報相談課
48	犯罪被害者等生活資金貸付制度の周知と適正な運用	犯罪被害者等生活資金貸付制度^(※)について、適正な運用に努め、当面の経済的負担の軽減を図ります。 ※国が支給する「犯罪被害者等給付金」により返済していただくことを	警察本部広報相談課

		条件に、無利子で貸付けを行う「つなぎ融資」の制度。	
49	医療機関等での診療費等の公費負担	犯罪等により身体的または精神的被害を受けた場合の医療機関等での診療等に要する費用について、引き続き負担の軽減を図るとともに、それら公費支出制度^(※)の拡充について検討します。 ※犯罪被害者の初診料・診断書料のほか、性犯罪被害者に対する緊急避妊費用・致傷に対する処置料・人工妊娠中絶費用・性感染症検査費用・鑑定資料採取費用や、精神科医等による診療・カウンセリングに係る費用の支出を行っている。	警察本部広報相談課
50	犯罪被害についての保険診療の普及	医療機関における被害者等の負担を軽減するため、犯罪被害であっても保険診療が可能であることを周知します。	がん対策・健康長寿日本一推進課 警察本部広報相談課
51	司法解剖後の遺体搬送費用及び遺体修理費用の公費負担制度の適正な運用	司法解剖後における遺体搬送や遺体修復に係る費用について、遺族の方々の経済的負担の軽減を図ります。	警察本部広報相談課
52	犯罪被害者支援事業（見舞金、遺児支援金）の適正な運用	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族、重傷病、精神疾患を負った犯罪被害者や犯罪被害遺児に対して経済的負担軽減を図るための見舞金等を支給します。	消費生活・地域安全課
53	生活保護法の適正な運用	生活保護受給者が給付金等を受給する場合、給付金の申請を勧奨するとともに、自立更生計画作成の支援を行い、給付金を有効に活用できるよう配慮します。	地域福祉推進課
54	児童扶養手当法の適正な運用	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給します。	子ども家庭福祉課

55	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の適正な運用	犯罪被害者等から相談があった場合には、特別児童扶養手当について適切に案内します。	子ども家庭福祉課
56	障害年金等の適正な運用	犯罪被害者等から障害年金等の相談があった場合には、適切な窓口を案内します。	障がい福祉課
57	介護保険制度の適正な運用	犯罪被害者等から相談があった場合には、介護保険料の減免等について適切に案内します。	高齢者支援課
58	地方税における適切な対応	犯罪被害者等が置かれている状況により、申告・納付期限の延長、個人住民税の軽減免除、納税緩和措置の実施を図ります。	税政課
59	犯罪現場ハウスクリーニング経費の公費負担	犯罪現場のハウスクリーニングに要する経費を公費負担し、遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ります。	警察本部広報相談課
60	支援手続きの DX 化	各種制度のオンライン申請の導入について検討を進めます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止

(1) 心理学的相談の充実等（条例第 16 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等は、犯罪等の被害に遭ったことに伴う精神的ショックから、P T S D（心的外傷後ストレス障害）^(※)を発症する場合があります。

また、被害直後のショックが落ち着いてからも、精神的な不調が続いたり、障がいが残ったりと、精神的にも身体的にも様々な症状や反応が出てくる場合があります。

※ P T S D（Post Traumatic Stress Disorder）

実際に又は危うく死ぬ、ないしは重傷を負うような、あるいは自分又は他人の身体的保全が脅かされるような出来事によって、

- ・再体験（フラッシュバック、悪夢等）
- ・回避、麻痺（感情鈍麻、外傷を受けた際の重要なことを忘却する等）
- ・認知と気分の陰性の変化（自分や他者、世界に対する否定的な考え等）
- ・過剰覚醒の持続（過度の警戒心、過剰な驚愕反応等）

等の症状が発症し、それが当該出来事の発生後 1 か月以上継続して慢性化した状態。

イ 施策の方向性

犯罪被害者等が、犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、被害直後はもちろんのこと、中長期的な心身の不調を軽減するための取組を進める必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
61	D V 被害者、被虐待児童への助言、支援等	D V 被害者や被虐待児童に対し、配偶者暴力相談支援センター及び児童相談所職員による助言・指導・カウンセリング等を行うほか、被害後に児童養護施設等に入所した児童に対しての心理療法等必要なケアと支援を行います。	子ども家庭福祉課
62	女性の悩み等への相談支援	山形県男女共同参画センターにおいて、女性が抱える様々な悩み、不安などについて、相談員による相談支援を行います。	多様性・女性若者活躍課
63	高次脳機能障がい者に対する相談支援	事故等による脳外傷・損傷が原因で、記憶障がい等の症状を有する高次脳機能障がい ^(※) 者に対する相談支援を行います。	障がい福祉課

		※脳が損傷されることによって、物を覚える、話す、自分で考えて行動するなど、それまで普通にできていた日常生活での活動がうまくできなくなった状態。	
64	精神疾患、心の不調等に関する相談支援	精神科医や保健師が、犯罪等の被害に遭ったことに伴ううつ病等の精神疾患や心の不調等に関する相談に応じます。	障がい福祉課 各総合支庁
65 (12)	各学校へのスクールカウンセラーの派遣（再掲）	犯罪等の被害に遭った児童や生徒はもちろん、同じ学校に通う児童・生徒の不安・悩みに対応するため、公認心理師等をスクールカウンセラーとして各学校に派遣し、児童・生徒及びその保護者、教職員等への助言・支援を行います。	義務教育課 高校教育課
66	精神科医・公認心理師によるメンタルヘルスケア	犯罪被害者等の支援に精通した精神科医や、公認心理師等のカウンセラーによるメンタルヘルスケアを行うことによって、犯罪被害者等はもちろんのこと、事件・事故現場にいた目撃者や犯罪被害者等の周囲の人々の精神的被害の軽減や回復を支援します。	警察本部広報相談課
67	P T S D 対応医療機関情報の提供	医療情報ネット（ナビイ）を通じ、P T S D に対応できる医療機関についての情報提供を行います。	医療政策課

(2) 安全の確保（条例第 18 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の中には、加害者から再び危害を加えられることに対して大きな不安・恐怖を抱いている方がいます。

イ 施策の方向性

再び生命、身体に対して危害が及ぶおそれがある場合は、これを未然に防ぎ、犯罪被害者等の安全を確保するための取組を行っていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
68	地域の防犯活動の推進	地域住民と、学校・警察・行政機関が連携した地域の防犯活動を推進します。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
69	D V 被害者、各種被虐待者の保護及び被害防止活動の推進	D V 被害者については、避難所への一時保護を、被虐待児童については、状況に応じて一時保護又は児童養護施設等への入所による社会的な養護を行います。また、関係機関・団体と連携、情報共有を図り、児童虐待、高齢者、障がい者に対する虐待の防止活動を推進します。	子ども家庭福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課 警察本部人身安全少年課 警察本部広報相談課
70	重点警戒等による再被害防止措置	同じ加害者による再犯によって生命・身体に関する被害のおそれがある場合、警察において犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、再被害防止を図ります。	警察本部広報相談課
71	刑事施設等と連携した加害者に関する情報の把握	刑事施設等 ^(※) と連携し、加害者の出所に関する情報を把握し、再被害のおそれのある犯罪被害者等に対する防止措置を講じます。 ※刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び受刑者を収容する少年院）、地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。	警察本部広報相談課
72	緊急保護体制の充実及び関係機関の連携	被害者の安全を確保するため、関係機関の保護・連絡体制の整備及び連携の強化を図ります。	子ども家庭福祉課 警察本部広報相談課 警察本部人身安全少年課

4 県民の理解促進

(1) 広報及び啓発（条例第 22 条関係）

ア 現状

犯罪被害者等の実情に対する県民の理解・関心はまだまだ十分とは言えませんが、県民が犯罪被害者等に接する機会や置かれた立場、必要としている支援について知る機会に乏しいことから、それが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の要因になっていると考えられます。

また、現在実施されている支援施策についても、広く認知されているとは言い難い状況にあります。

イ 施策の方向性

一人でも多くの県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体での支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援等について、幅広く広報啓発活動を進めていく必要があります。

ウ 主な取組

No.	施策名	施策の概要	所管
73	ホームページをはじめ各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	ホームページや県広報誌のほか、テレビやラジオ等、県民の目に触れることの多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発の充実に努めます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
74	犯罪被害者週間に合わせた広報	犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に合わせた集中的な広報や、同様の趣旨をもった週間、旬間と連動した広報活動を実施します。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
75	犯罪被害者支援県民のつどいの開催	民間支援団体と連携し、犯罪被害者等の支援に関する県民のつどいを継続的に開催することにより、全県的な啓発に努めます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
76	命の大切さを学ぶ教室の開催	中学生・高校生等に対して、犯罪被害者等が講話を行う「命の大切さを学ぶ教室」を全県下で展開するなど、一人でも多くの生徒に犯罪被害者等の声を	高等教育政策・学事文書課 義務教育課 高校教育課 警察本部広報相談課

		届けることにより、少年期からの被害者も加害者も出さない意識の醸成に努めます。	
77	「生命（いのち）の安全教育」の推進と性犯罪・性暴力被害に関する各種相談窓口の周知啓発	児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の推進と性犯罪・性暴力被害に関する各種相談窓口の周知啓発を行います。 また、教職員や保護者等の大人に対しても各種相談窓口の周知啓発を推進します。	高等教育政策・学事文書課 消費生活・地域安全課 義務教育課 高校教育課 学校体育保健課 警察本部広報相談課
78	D V 被害防止講座や広報の実施	D V 防止に向けた講座や啓発活動を推進します。	子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課
79	犯罪被害者等の支援に貢献した個人、団体の表彰	犯罪被害者等の支援に貢献した個人・団体を表彰することにより、社会全体で犯罪被害者等を支援する県民の気運の醸成に努めます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
80	各種施策の実施状況の公表と普及啓発	毎年度、犯罪被害者等の支援に関する各種施策の実施状況を公表し、県が行っている支援施策の普及啓発に努めます。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課
81	大学生等を対象とした講話及び大学生等と協働した広報啓発活動の実施による理解促進	犯罪被害者等支援の内容や相談窓口を広く周知するため、大学生や専門学生等を対象とした講話を推進します。 また大学生や専門学生等と協働した広報啓発活動を行い、若い世代の被害者支援に対する理解促進を図ります。	警察本部広報相談課
82	性暴力被害者対応窓口の周知、啓発	「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」の更なる周知のため、あらゆる機会を通じた広報啓発活動を行います。	消費生活・地域安全課 警察本部広報相談課

資 料 編

○ 山形県犯罪被害者等支援条例

〔平成 22 年 3 月 19 日〕
山形県条例第 22 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）

第 2 章 体制の整備（第 11 条－第 15 条）

第 3 章 基本的施策（第 16 条－第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念並びに県及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 県民等 県民、事業者及び民間支援団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重し、個人情報等の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等によりその名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮して推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、すべての県民等が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等の状況を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援の推進に当たり、国、市町村及び県民等と連携し、及び協力して取り組むものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等に対して犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の事情に応じて、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（推進計画の策定）

第8条 知事は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を聴かなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第9条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第10条 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 体制の整備

（推進体制の整備）

第11条 県は、国、市町村及び県民等と連携して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

（総合的相談体制の整備）

第12条 県は、犯罪被害者等に対し必要な情報の提供及び助言を行うため、市町村及び民間支援団体との連携の下、総合的な相談体制を整備するものとする。

(支援従事者の育成)

第13条 県は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、県及び市町村の職員並びに民間支援団体の業務に従事する者で犯罪被害者等の支援に従事するもの（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等の支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第14条 県は、支援従事者が犯罪被害者等の支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第15条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 基本的施策

(心理学的相談の充実等)

第16条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理学的な相談の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第17条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事、育児等に係る援助、病院等への付添いその他の日常生活上の支援に関する必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第18条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等を保護する施設の利用に関する情報の提供及びあっせんその他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第19条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第20条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備改善その他の事業者による犯罪被害者等の支援を促進するため、事業者に対する啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第21条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第22条 県は、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれている状況及び必要としている支援について県民等の関心と

理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(調査研究)

第 23 条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集その他の必要な調査研究を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 山形県犯罪被害者等支援推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 山形県犯罪被害者等支援推進計画に基づく、支援に関する施策の進捗状況を検証し、専門的な見地から犯罪被害者等の支援に関し必要な事項について審議することを目的として、山形県犯罪被害者等支援推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 犯罪被害者等の支援のための施策に関する意見及び提案
- (2) その他委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以下で組織する。

- 2 委員は、犯罪被害者等の支援に関し学識・経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、任期途中で委員の変更があった場合の後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課及び山形県警察本部警務部広報相談課犯罪被害者支援室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

一部改正 平成25年6月28日

一部改正 令和元年5月20日

一部改正 令和4年9月15日

○ 文部科学省 生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力対策の強化について

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

生命（いのち）の安全教育について

https://www.mext.go.jp/content/20221208-mxt_kyousei01-000014005_2.pdf

生命（いのち）の安全教育について～保護者のみなさんへ～

https://www.mext.go.jp/content/20210805-mxt_kyousei02-000014005_2.pdf

第4次山形県犯罪被害者等支援推進計画

令和7年3月

山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課

山形県警察本部警務部広報相談課犯罪被害者支援室